株式会社インタースペース定款

定　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社インタースペースと称し、英文では Interspace Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. アフィリエイトサービスシステムの開発、製造及び販売
2. インターネットにおけるコンテンツの制作、運営、販売及び保守管理
3. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
4. 著作権、著作隣接権、特許権、意匠権、商標権等の知的財産権の売買、賃貸借、使用許諾及び管理運用
5. ポイントサービスの運営に関する事業
6. キャラクター商品の企画、開発、製造、販売及び輸出入
7. 出版物の企画、制作、販売及び仲介
8. コンピュータシステム及びサービスコンピューティングの企画・開発支援業務
9. コンピュータネットワーク構築支援事業
10. 価格比較サイトの企画、立案及び運営
11. ホームページの企画、立案及び運営
12. 広告システムの企画、開発及び運営
13. ショッピングサイトシステムの企画、開発及び運営
14. 定期刊行物の制作及び発行
15. 広告代理店業
16. 情報システムの企画、開発及び販売
17. 経営コンサルタント業
18. 古物の売買
19. 衣料品、装身具、家庭用電気製品、日用雑貨、食料品、飲料等の売買及び仲介
20. 集金代行業
21. イベントの企画及び運営
22. 労働者派遣事業
23. 有料職業紹介事業
24. 投資事業
25. 損害保険代理業、生命保険の募集及び仲介に関する業務
26. コンピュータソフトウェアの販売

27. 決済に関する事務代行及び顧客への支払
28. 医療及びヘルスケアに関する情報提供
29. 医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧品等の企画、開発及び販売
30. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）

第９条　当会社の株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

第３章　株主総会

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎年９月 30 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集する。

（招集権者及び議長）

第 13 条　株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議要件）

第 14 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、前項の電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第 17 条　当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名以内を置く。

②　当会社に監査等委員である取締役４名以内を置く。

（選任）

第 18 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会で選任されるものとする。

②　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決

権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

③　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

④　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

（任期）

第 19 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役会）

第 20 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

②　前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

③　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

④　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

⑤　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

②　取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 22 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を

取締役に委任することができる。

（報酬等）

第 23 条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役で区別して、株主総会の決議により定めるものとする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会）

第 24 条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

②　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

（常勤の監査等委員）

第 25 条　監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 26 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 27 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第 28 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　取締役の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）

第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である

ものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第８章　計算

（事業年度）

第 30 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金配当等の決定機関）

第 31 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 32 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

②　当社の中間配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 33 条　期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第２条　会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年９月１日（以下、「施行日」という。）から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有するものとする。

②　本条の規定は、前項の株主総会の日から３か月を経過した日後にこれを削除する。

平成 12 年 2 月 9 日改定施行

平成 15 年 5 月 8 日改定施行

平成 16 年 2 月 26 日改定施行
平成 16 年 6 月 9 日改定施行
平成 16 年 9 月 6 日改定施行
平成 18 年 6 月 8 日改定施行
平成 18 年 12 月 22 日改定施行
平成 19 年 4 月 1 日改定施行
平成 19 年 12 月 21 日改定施行
平成 20 年 12 月 19 日改定施行
平成 21 年 12 月 25 日改定施行
平成 22 年 12 月 24 日改定施行
平成 23 年 12 月 22 日改定施行
平成 24 年 12 月 21 日改定施行
平成 25 年 4 月 1 日改定施行
平成 27 年 12 月 18 日改定施行
平成 30 年 12 月 21 日改定施行
令和 3 年 12 月 24 日改定施行
令和 4 年 12 月 23 日改定施行